

# 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会設置要領

## (目的)

第1条 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局並びに県内市町村等の行う総合評価落札方式競争入札に関する事務を行うため、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価審査委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (委員会の事務)

第2条 委員会は、地方自治法施行令第167条の10の2第4項及び第5項（第167条の13において準用する場合を含む。）の規定による審査を行い、審査結果を、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局発注工事等（以下「県発注工事等」という。）については愛知県建設局長、都市・交通局長又は建築局長（所長委任工事に関しては当該所長）へ、県内市町村等発注工事等（以下「市町村発注工事等」という。）については当該市町村長等へ提出するものとする。

2 委員会は、前項の他、次に掲げる事項について審議し、結果を愛知県建設局長、都市・交通局長又は建築局長へ報告する。

- 一 愛知県建設局、都市・交通局及び建築局の行う総合評価方式の運用に関すること。
- 二 総合評価方式の推進普及のための施策のあり方に関すること。

## (委員会の構成)

第3条 委員会は、学識委員及び行政委員で組織する。

2 学識委員は、大学教員1名と、次の各号に該当する者のうちから1名以上を、審査及び審議内容に応じて建設局長が委嘱する。

- 一 中部地方整備局職員
- 二 名古屋高速道路公社役職員
- 三 愛知県道路公社役職員
- 四 愛知県住宅供給公社役職員
- 五 （公財）愛知水と緑の公社役職員
- 六 （公財）愛知県都市整備協会役職員
- 七 （一財）愛知県建築住宅センター役職員

3 行政委員は次のとおりとする。

- 一 建設局技監（建設局長が指定する者）
- 二 建築局技監
- 三 建設総務課長

## (委員の任期)

第4条 学識委員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

## (委員長)

第5条 委員長は、大学教員が務める。

2 委員長は、会務を総括し、委員会を代表する。

3 委員長に事故等があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## (委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。ただし、委員長が認める場合は、事務

局が学識委員及び行政委員に説明を行うことで、第2条第2項に関する審議を行ったものとみなすことができる。

- 2 委員会は、学識委員2名以上及び行政委員総数の2分の1以上の出席をもって成立するものとする。
- 3 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員等に対して委員会への出席を求めることができる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、アドバイザー等の意見を聴くことができる。
- 5 委員のうち、第3条第2項第一号から第七号に該当するものは、代理人をたてることができる。

(部会)

第7条 委員会には通常部会と特別部会を置く。

(通常部会)

第8条 通常部会は、愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式(建設工事) 試行要領(以下「建設工事試行要領」という。)第5条及び愛知県建設局、都市・交通局及び建築局総合評価落札方式(委託業務) 試行要領(以下「委託業務試行要領」という。)第5条に定める形式の県発注工事等並びに市町村発注工事等について、第2条第1項の事務を行う。ただし、政府調達に関する協定(WTO) 案件は除く。

- 2 通常部会の委員は、第3条第2項第一号から第七号に該当する者のうちから建設局長が委嘱し、個別工事等の審査はそのうちの2名以上で行う。ただし、市町村発注工事等に関しては、委員として県職員を充てることができる。
- 3 委員のうち、第3条第2項第一号から第七号に該当するものは、代理人をたてることができる。

(特別部会)

第9条 特別部会は、建設工事試行要領第5条及び委託業務試行要領第5条に定める形式以外並びに政府調達に関する協定(WTO) 案件となる県発注工事等並びに市町村発注工事等について、第2条第1項の事務を行う。

- 2 特別部会の委員は、前項の審査に適する学識経験者3名以上を、第3条第2項に該当する者に限らず個別の工事等毎に建設局長が委嘱する。ただし、市町村発注工事等に関しては、委員として県職員を充てることができる。

(事務局)

第10条 委員会の事務局は建設局土木部建設企画課に置く。

附 則

この要領は、平成19年 4月 1日から施行する。

平成16年8月20日制定、平成18年4月1日最終改正の「愛知県建設部総合評価審査委員会設置要領」は廃止する。

附 則

この要領は、平成19年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年10月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 2月 7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 4月 1日から施行する。